

申告者 各位

栃木県那須塩原市長 渡辺 美知太郎



償却資産の申告について

日頃から、本市の税務行政につきまして御理解をいただきお礼申し上げます。

固定資産税の対象となる資産には、土地・家屋のほかに償却資産（事業用資産）があります。事業を営み、償却資産を所有する方は、地方税法第383条に基づき、**毎年1月1日現在**で所有する資産の内容を資産の所在する市町村に**1月31日までに**申告する必要があります。

つきましては、以下の「固定資産税（償却資産）申告の手引」を確認の上、申告書を提出してください。

申告期限：令和6（2024）年1月31日（水）

※期限が近づくと窓口が大変混み合います。可能な範囲で、早めの提出をお願いします。

令和6（2024）年度固定資産税（償却資産）申告の手引

1 申告が必要な方

令和6（2024）年1月1日現在、那須塩原市内に償却資産を所有している方

※店舗経営のほか、駐車場やアパートの貸付、太陽光発電の電力販売等を行う場合も申告が必要です。

※**該当する償却資産を所有していない場合や、事業閉鎖等で資産を処分（売買・譲渡・廃棄等）した場合も申告が必要です。**3ページを参照の上、申告書を提出してください。

2 償却資産とは

土地、家屋以外の事業用の資産で、税務会計（法人税・所得税）において、減価償却の対象となる資産をいいます。

資産の種類	主な償却資産の具体例
1 構 築 物	【構築物】舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）等 【建物付帯設備】受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作 等
2 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、太陽光発電設備 等
3 船 舶	モーターボート 等
4 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5 車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が0又は9で始まるもの）、 構内運搬車、フォークリフト、台車 等 ※自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く。 （農耕作業用トレーラの一部は、軽自動車税の課税対象となります。）
6 工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、医療機器、測定工具、金型、 理容・美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機 等

（1）以下のような資産も、事業のために使用できる状態であれば**申告が必要です。**

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
- イ 決算期以後に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- エ 償却済み資産（減価償却が終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- オ 遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- カ 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）

(2) 申告の対象とならない償却資産

以下の資産は、償却資産(固定資産税)の対象にならず、申告の必要はありません。

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの ※ただし、大型特殊自動車は申告が必要です。
- イ 無形固定資産(ソフトウェア、電話加入権、鉱業権、漁業権、特許権 等)
- ウ 繰延資産(創立費、開業費、試験研究費 等)
- エ 商品、貯蔵品
- オ 生物、立木、果樹 ※ただし、観賞用・興行用のものは申告が必要です。
- カ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のもの(平成20年4月1日以後契約分)

(3) 主な償却資産の例(業種別)

業 種 等	申告の対象となる主な償却資産
事 務 系	タイムレコーダー、事務机、椅子、応接セット、ロッカー、キャビネット、金庫 等
喫茶・飲食店	看板、食卓、椅子、厨房用品、レジスター、カラオケ、冷蔵庫、エアコン 等
理・美容業	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器、パーマ器、サインポール 等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備、レジスター、エアコン 等
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、レジスター、冷蔵庫、自動販売機 等
食肉鮮魚販売業	肉切断機、挽肉機、冷蔵庫、陳列ケース、電子秤、冷凍機 等
自動車修理業	旋盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具、舗装路面、塗装ブース 等
金属加工業	受変電設備、舗装路面、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス機 等
開 業 医	レントゲン機器、調剤機器、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、手術機器 等
不動産貸付業	舗装路面、金属造の塀、コンクリート塀、受変電設備 等
パチンコ店	パチンコ台、パチスロ台、玉計数機、島設備 等
電 気 事 業	太陽光発電設備、金属造のフェンス 等

(4) 少額の減価償却資産の取扱い

少額資産とは、取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます。

	取得価格	国税の取扱い	固定資産税(償却資産)の取扱い
個人	10万円未満	必 要 経 費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間で一括償却	
	20万円以上	減 価 償 却	申告対象
	20万円以上	減 価 償 却	
法人	10万円未満	損 金 算 入	申告対象外
		3年間で一括償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間で一括償却	申告対象外
	20万円以上	減 価 償 却	申告対象
	20万円以上	減 価 償 却	

※ 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定により、中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産の合計額300万円までを損金算入した場合も、固定資産税は**申告の対象となります**。

(5) リース資産と納税義務者

リース資産は、契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると以下のとおりです。

リース契約内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	申告対象	申告対象外
割賦販売に当たるようなリース資産	申告対象外	申告対象

※ 平成19年度税制改正により、平成20年4月1日以降に契約を締結した「所有権移転外ファイナンス・リース取引」は国税の税務会計処理方法が変更されましたが、固定資産税においては、従来どおり資産を貸している方の申告が必要です。

※ 所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方が申告してください。

3 提出書類

「控用」の用紙はお手元に保管してください。

○…要提出 ×…提出不要

	償却資産申告書 (緑色)	種類別明細書	
		増加資産・全資産用(緑色)	減少資産用(赤色)
初めて申告する場合	○	○	×
前年度までに 申告している場合	資産が増加した	○	×
	資産が減少した	○	○
	資産の増減なし	○※1	×
1月1日現在、廃業・解散の場合	○※2	×	×
資産を所有していない場合	○※3	×	×

※1 資産の増減がない場合、申告書の「18. 備考」に「前年中異動なし」と記入してください。

※2 廃業・解散の場合、申告書の「18. 備考」に「廃業により全資産減失」等と記入してください。

※3 資産を所有していない場合、申告書の「18. 備考」に「該当資産なし」と記入してください。

(1) 注意事項

		個人番号カード 又は通知カード	身分証明書 (運転免許証等)	その他
窓口で提出 する場合	本人	○	○	
	代理人	○ ※申告者本人分の写し	○ ※代理人の分	・委任状(代理権が確認できるもの)
郵送の場合		○ ※写しを同封	×	・(償却資産申告書の控に受付印の押印が必要な方のみ)「控用」の用紙・切手を貼った返信用封筒を同封

②市内において、複数の事業所や店舗で償却資産を所有する場合

一法人一課税が原則です。申告書に本社の所在地を記載の上、あらかじめ事業所間の資産を合算して申告してください。

③自社電算による申告の要件(8ページも参照してください。)

自社電算により申告する場合は、以下に示す要件を全て満たす必要があります。

ア 翌年度以降も継続して自社電算で申告書を提出すること。

イ 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」が総務省令で定める様式であること。

ウ 全資産について1月1日現在の「評価額」を記載すること。

エ 「全資産」「増加資産及び減少資産」の明細を添付すること。

※ 自社電算処理による申告の場合も、市が送付した償却資産申告書を併せて提出してください。

4 eLTAX(エルタックス)による電子申告

インターネットを利用して、自宅やオフィスのパソコンで申告の手続きができます。電子申告に必要な準備、手順等は「eLTAX:地方税ポータルシステム」のホームページで確認してください。

ヘルプデスク 問合せ先	電話番号
	0570-081459(全国一律市内通話料金) 上記の番号で繋がらない場合
	03-5521-0019(通常電話料金)

ホームページ



よくあるご質問



電子申告の手続で全資産申告を行う場合、申告書下段の評価額・決定価格・課税標準額も入力してください。未入力の場合、市の固定資産税システムへの連携が行えません。

5 課税標準の特例

該当する資産がある場合は、適用条項を申告書の備考欄に記入し、これを証する書面等を添付してください。また、種類別明細書の名称欄等に当該資産の所在地を記載してください。

(1) 中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例等

市から「先端設備等導入計画」の認定を受けて中小事業者等が取得した設備について、次のとおり特例が適用されます。

		設備を取得した時期（認定後に取得した設備に限ります。）	
		令和5（2023）年3月31日まで （旧税制）	令和5（2023）年4月1日から 令和7（2025）年3月31日まで
課税標準額		3年間、ゼロ	3年間、1/2 ※賃上げ方針を計画内に位置付け、従業員に表明した場合は、以下の期間中1/3に軽減 ・令和6（2024）年3月31日までに取得：5年間 ・令和7（2025）年3月31日までに取得：4年間
対象設備	機械及び装置	取得価額：160万円以上 販売開始日：10年以内	取得価額：160万円以上
	測定工具及び検査器具	取得価額：30万円以上 販売開始日：5年以内	取得価額：30万円以上
	器具及び備品	取得価額：30万円以上 販売開始日：6年以内	取得価額：30万円以上
	建物附属設備	取得価額：60万円以上 販売開始日：14年以内	取得価額：60万円以上 ※家屋と一体で課税されるものは特例対象外
	事業用家屋	取得価額120万円以上 ※取得価額の合計が300万円以上の先端設備とともに導入。	特例対象外
	構築物	取得価額120万円以上 販売開始日が14年以内	
申告時の添付書類		<ul style="list-style-type: none"> ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し ・先端設備等導入計画認定書の写し ・（リース会社が申告する場合）リース契約書の写し、公益社団法人リース事業協会が発行した固定資産軽減計算書の写し ・工業会等証明書の写し ・（事業用家屋を申告する場合）建築確認済証の写し、建物の見取り図の写し、先端設備の購入契約書の写し 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・投資計画に関する確認書の写し ・（賃上げ方針を計画内に位置付け、従業員に表明した場合）そのことを証する書面の写し 	

6 国税との主な違いについて

項目	固定資産税（償却資産）の取扱	国税の取扱
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	法人：事業年度 個人：暦年
減価償却の方法	定率法のみ （減価率は「旧定率法」で使用する償却率と同じ）	○定額法・定率法の選択制 ※定率法を選択した場合 ・平成19年3月31日以前に取得した資産は「旧定率法」 ・平成19年4月1日以降に取得した資産は「定率法」（250%定率法） ・平成24年4月1日以降に取得した資産は「定率法」（200%定率法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却・陳腐化償却	認められませ（※1）	認められます
圧縮記帳	認められませ（※2）	認められます
評価額の最低限度額	取得価格の100分の5	残存簿価1円
改良費	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価
少額減価償却資産の即時償却	適用されませ（※3）	適用されます

※1 耐用年数の短縮、増加償却及び陳腐化償却の適用を受けた資産がある場合は、税務署長又は国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書とともに提出してください。この場合、申告書提出前に必ず連絡してください。

※2 圧縮記帳を行った場合は、圧縮前の取得価格で申告してください。

※3 中小事業者が取得した少額減価償却資産（取得価格30万円未満の資産）について、即時償却制度（租税特別措置法）は固定資産税においては認められていません。

7 税額の計算方法

(1) 課税標準額の計算

受け付けた申告書の内容に基づき評価額を計算の上、価格を決定し、課税標準額を計算します。課税標準額は令和6(2024)年1月1日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録された価額です。

① 償却資産一品ごとに、下の算式により、それぞれの『評価額』を計算します。

ア 前年中に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{取得価額}^{\ast 1} \times (1 - \text{償却率} \times 1/2^{\ast 2})$$

例：取得価額 20,000,000 円、耐用年数 17 年の太陽光発電設備を取得した場合
 $20,000,000 \times (1 - 0.127 \times 1/2) = 18,730,000$ 円【評価額】

※1 取得価額には、資産を取得するのに必要な費用（据付費、運搬費等）を含みます。

※2 「償却率×1/2」は、小数点以下第4位を四捨五入します。

イ 前年より前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - \text{償却率})$$

例：前年度評価額 18,720,000 円、耐用年数 17 年の場合

$$18,720,000 \times (1 - 0.127) = 16,342,560$$
 円【評価額】

※ 取得価額の5%より小さい場合は、当該取得価額の5%の額が評価額となります。

② ①で計算した『評価額』を合計し、その事業者の決定価格＝『課税標準額』を決定します。

※課税標準の特例等が適用される場合、決定価格－特例による減少額＝『課税標準額』になります。

○耐用年数に応ずる定率法による償却率表（年率）減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第7

耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率	耐用年数	償却率
2	0.684	8	0.250	14	0.152	20	0.109	30	0.074
3	0.536	9	0.226	15	0.142	21	0.104	35	0.064
4	0.438	10	0.206	16	0.134	22	0.099	40	0.056
5	0.369	11	0.189	17	0.127	23	0.095	45	0.050
6	0.319	12	0.175	18	0.120	24	0.092	50	0.045
7	0.280	13	0.162	19	0.114	25	0.088	55	0.041

※固定資産税（償却資産）の評価では旧定率法を用います。国税（法人税等）で用いている定率法ではありませんので、注意してください。

(2) 税額の計算

課税標準額に税率（1.4%）を掛けて税額を計算します。

※ 全資産合計の課税標準額が150万円未満（免税点未満）の場合は、課税されません。

免税点の判定（150万円未満となるかどうか）は、本市で計算した結果によりますので、償却資産の多少（資産がない場合も含みます。）にかかわらず申告してください。

8 その他

(1) 正当な理由がなく虚偽の申告をした場合や申告をしなかった場合は、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

(2) 過年度の申告漏れ・申告誤りが判明した場合は、地方税法第17条の5の規定に基づき、最大5年分遡って課税します。

(3) 申告書等はコンピュータ等によって処理されますので、丁寧に記入してください。

(4) 用紙が不足した場合や不明な点がある場合は、問い合わせてください。

提出先・問合せ先

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108-2

那須塩原市 総務部 課税課 資産税家屋係

電話：0287-62-7366

- ・西那須野支所 総務税務課（〒329-2792 あたご町2-3）
- ・塩原支所 総務福祉課（〒329-2993 中塩原1-2）
- ・常根出張所（〒329-2801 関谷1266-4）でも受け付けます。



那須塩原市ブランドキャラクター
みるひい

受付印

那須塩原市長 様

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

9786534

1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送達先	なすしおぼらし きょうこんしゃ 那須塩原市共墾社108番地2 (電話 0287-12-3456)	3 個人番号又は法人番号 1234567890123	8 短縮耐用年数の承認 有(無)
	2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	かぶしきがいしゃ なすしおぼらしょうじ 株式会社 那須塩原商事 代表取締役 那須 太郎 (屋号)	4 事業種目 (資本等の金額) 総合事務サービス業 (70 百万円)
		5 事業開始年月 平成17年1月	10 非課税該当資産 有(無)
		6 この申告に 応答する者の 係及び氏名 資産管理部門 榎木 花子 (電話0287-12-3457)	11 課税標準の特例 有(無)
		7 税理士等の氏名 XX税務会計事務所 下野 一郎 (電話0287-23-4567)	12 特別償却又は圧縮記帳 有(無)
			13 税務会計上の償却方法 定率法(定期法)
			14 青色申告 有(無)

資産の種類	取得価				15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	
1 構築物	4,320,000	1,545,000	1,080,000	3,855,000	①青木12-34 ②三島2-5-8 ③ 貸主の名称等
2 機械及び装置	2,160,000		8,640,000	10,800,000	
3 船舶	(イ)令和5(2023)年より前 に取得したもの	(ロ)令和5(2023)年中に 減少したもの	(ハ)令和5(2023)年中に 取得したもの	(イ)-(ロ)+(ハ)	
4 航空機					
5 車両及び運搬具			4,860,000	4,860,000	
6 工具・器具及び備品	3,240,000	864,000	399,600	2,775,600	
7 合計	9,720,000	2,409,000	14,979,600	22,290,600	

資産の種類	評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	※課税標準額(ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具・器具及び備品			
7 合計			

取得価格は、種類別明細書の2列目「資産の種類」と一致する行に記載する

一品申告(手書き)の場合:記載不要
全資産・電算申告の場合:必ず記載

【備考の記入例】
○資産の増減がない場合:前年中異動なし
○廃業・解散の場合:廃業により全資産滅失等
○資産を所有していない場合:該当資産なし
○課税標準の特例がある場合:根拠法令を記入

受付印

那須塩原市長 様

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

9786534

1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送達先	なすしおぼらし きょうこんしゃ 那須塩原市共墾社108番地2 (電話 0287-12-3456)	3 個人番号又は法人番号 1234567890123	8 短縮耐用年数の承認 有(無)
	2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	かぶしきがいしゃ なすしおぼらしょうじ 株式会社 那須塩原商事 代表取締役 那須 太郎 (屋号)	4 事業種目 (資本等の金額) 総合事務サービス業 (70 百万円)
		5 事業開始年月 平成17年1月	10 非課税該当資産 有(無)
		6 この申告に 応答する者の 係及び氏名 資産管理部門 榎木 花子 (電話0287-12-3457)	11 課税標準の特例 有(無)
		7 税理士等の氏名 XX税務会計事務所 下野 一郎 (電話0287-23-4567)	12 特別償却又は圧縮記帳 有(無)
			13 税務会計上の償却方法 定率法(定期法)
			14 青色申告 有(無)

資産の種類	取得価				15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	
1 構築物	4,320,000			4,320,000	① ② ③ 貸主の名称等
2 機械及び装置	2,160,000			2,160,000	
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び運搬具					
6 工具・器具及び備品	3,240,000			3,240,000	
7 合計	9,720,000			9,720,000	

資産の種類	評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	※課税標準額(ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具・器具及び備品			
7 合計			

前年前に取得したもの(イ)の金額を記載

前年中異動なし

※注意 資産の増加・減少がない場合、種類別明細書の提出は不要です。

記載例 増加資産

令和6年度

所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		1枚のうち		
9786534												株式会社 那須塩原商事		1枚目		
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等 資産の名称等はカタカナで記入	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年数	残存率	価額	課税標準の特例 率 コード	課税標準額	増加事由	摘要
					年号	年	月									
01	2		タイヨウコウハツデンセツビ(アオキ12-34)	1	5	5	4	3,240,000	17					①・2 3・4		
02	2		タイヨウコウハツデンセツビ(ミシマ2-5-8)	1	5	5	9	5,400,000	17					①・2 3・4		
03	1		カナアミフェンス	1	5	5	4	1,080,000	10					①・2 3・4		
04	5		フォークリフト	1	5	5	11	4,860,000	4					①・2 3・4		
05	6		パソコン	1	5	5	2	194,400	4					①・2 3・4		
06	6		プリンタ	1	5	5	3	205,200	4					①・2 3・4		
07														1・2 3・4		
08														1・2 3・4		
09														1・2 3・4		
10														1・2 3・4		
11														1・2 3・4		
12														1・2 3・4		
13														1・2 3・4		
14														1・2 3・4		
15														1・2 3・4		
16														1・2 3・4		
17														1・2 3・4		
18														1・2 3・4		
19														1・2 3・4		
20														1・2 3・4		
小計								14,979,600								

注意「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他いずれかに○を付けてください。

記載例 減少資産

令和6年度

所有者コード		種類別明細書(減少資産用)										所有者名		1枚のうち	
9786534												株式会社 那須塩原商事		1枚目	
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年数	減少の事由及び区分				摘要
					年号	年	月				1売却 3移動	2減失 4その他	1全部 2一部		
01	6	123	パソコン	2	4	16	3	648,000	4	17	①・2 3・4	①・2			
02	6	456	プリンタ	1	4	16	4	216,000	4	17	①・2 3・4	①・2			
03	1	135	カンバン	1	4	7	8	1,545,000	20	8	①・2 3・4	①・2			
04											1・2 3・4	1・2			
05											1・2 3・4	1・2			
06											1・2 3・4	1・2			
07											1・2 3・4	1・2			
08											1・2 3・4	1・2			
09											1・2 3・4	1・2			
10											1・2 3・4	1・2			
11											1・2 3・4	1・2			
12											1・2 3・4	1・2			
13											1・2 3・4	1・2			
14											1・2 3・4	1・2			
15											1・2 3・4	1・2			
16											1・2 3・4	1・2			
17											1・2 3・4	1・2			
18											1・2 3・4	1・2			
19											1・2 3・4	1・2			
20											1・2 3・4	1・2			
小計								2,409,000							

※種類別明細書(減少資産用)を作成する場合は、市から送付された種類別明細書を参照し、該当する資産についての記載を書き写してください。

申告者 各位

那須塩原市総務部課税課資産税家屋係

償却資産申告を自社電算処理方式で行う方へ

日頃から本市の税務行政につきまして御理解をいただきお礼申し上げます。

自社電算処理による償却資産の申告の際には、下記の事項に留意してください。御不明な点は、問い合わせてください。

記

- 1 毎年必ず、全資産について申告してください。
- 2 申告書左下欄「評価額（ホ）」に評価額を必ず記載してください。
- 3 一法人一課税が原則です。市内において複数の事業所で償却資産をお持ちの方は、あらかじめ事業所間の資産を合算の上、申告してください。
- 4 減価償却方法は定率法での計算になります。定額法での計算の場合、申告額と課税額に相違が生じる場合があります。また、地方税法においても償却資産の課税計算は定率法と定められています。
- 5 自社電算処理による申告を行う方への送付物は以下のとおりです。送付不要の場合は、申告書左下欄「18. 備考」にその旨を記載してください。
 - ・償却資産申告書（所有者等が印字されたもの）
 - ・種類別明細書（前年度の申告内容が印字されたもの）
 - ・申告の手引等※種類別明細書（白紙）は、希望する方のみを送付します。送付を希望する場合は、申告書左下欄「18. 備考」にその旨を記載してください。

〒325-8501

栃木県那須塩原市共墾社 108-2

那須塩原市総務部課税課資産税家屋係

☎0287-62-7366